

特別養護老人ホームしすいの郷 入居ご利用料金

◆利用料金

■令和8年6月1日～

※料金は一例です。介護保険制度の改定や加算内容等により、実際のご利用料金は変動する場合があります。

要介護度	所得段階	一日あたりの自己負担金				1ヶ月（30日） の自己負担金(円)
		介護保険料(単位) (1割負担の場合)	食費 (円)	居住費 (円)	計 (円)	
1	1	670 1単位10.27円	300	880	1,868	56,040
	2		390	880	1,958	58,740
	3		650	1,370	2,708	81,240
	4		1,360	1,370	3,418	102,540
	4		1,700	2,700	5,088	152,640
2	1	740 1単位10.27円	300	880	1,939	58,170
	2		390	880	2,029	60,870
	3		650	1,370	2,779	83,370
	4		1,360	1,370	3,489	104,670
	4		1,700	2,700	5,159	154,770
3	1	815 1単位10.27円	300	880	2,017	60,510
	2		390	880	2,107	63,210
	3		650	1,370	2,857	85,710
	4		1,360	1,370	3,567	107,010
	4		1,700	2,700	5,237	157,110
4	1	886 1単位10.27円	300	880	2,089	62,670
	2		390	880	2,179	65,370
	3		650	1,370	2,929	87,870
	4		1,360	1,370	3,639	109,170
	4		1,700	2,700	5,309	159,270
5	1	955 1単位10.27円	300	880	2,160	64,800
	2		390	880	2,250	67,500
	3		650	1,370	3,000	90,000
	4		1,360	1,370	3,710	111,300
	4		1,700	2,700	5,380	161,400

※介護保険料は、所得に応じ1割～3割負担。※介護保険負担限度額の制度を使用する場合は、認定証が必要です。

◆加算料金

※下記の加算料金が加算される場合があります。その他加算につきましては重要事項説明書に記載（1単位10.27円）

加算種類	概 要	自己負担額(1日)
初期加算	入居者が新規に入居及び1ヶ月以上の入院後、再び入居した場合に30日間加算されます。	30単位
入院外泊時加算	入居者が入院及び外泊した場合6日間を限度として加算されます。但し、入院・外泊の初日及び末日の負担はありません。	246単位
個別機能訓練加算	機能訓練指導員を配置した上で、個別に計画を作成し、機能訓練を提供した場合に加算されます。	12単位
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に加算されます。	1食あたり、6単位
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	夜勤を行う介護職員・看護職員の人数が最低基準を1名以上上回って配置した場合に加算されます。	27単位
若年性認知症 受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに、個別に担当者を決め、その者を中心にサービスを提供した場合に加算されます。	120単位

加算種類	概 要	自己負担額(1日)
看護体制加算(Ⅰ)イ	常勤の看護師(正看護師)を1名以上配置している場合に加算されます。	4単位
看護体制加算(Ⅱ)イ	最低基準を1名以上上回って看護職員を配置したうえで、夜間における24時間体制を確保し、健康上の管理等を行う体制を確保している場合に加算されます。	13単位
看取り介護加算	医師が終末期にあると判断した入居者について医師及び看護師、介護職員が共同して、看取り介護を行った場合に加算されます。	死亡日以前31～45 72単位 死亡日以前4～30 144単位 死亡日前日・前々日 680単位 死亡日 1280単位
日常生活継続支援加算(Ⅱ)		46単位
介護職員処遇改善加算(Ⅱ-イ) 1か月につき + 所定単位 × 159/1000 (15.9%)		

◆その他の費用(自己負担金)

実 費	日常生活品・嗜好品の購入費・教養娯楽費(個人ごとの新聞等)・クラブ活動費(個人ごとの選択)・理美容費
医療機関が定めた額	予防接種料金
医療保険制度による自己負担金分	医療費(通院費・入院費等)

【高額介護サービス費】

1ヶ月に支払った介護サービス費の利用者負担の合計額が負担限度額を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。詳細はお住まいの自治体にお問合せください。

区 分	負担上限(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

【負担限度額認定制度】

第1～第3段階の適用には、市町村へ申請していただき、「介護保険負担限度額認定証」の取得が必要です。認定証の提示がない場合は、一旦第4段階の利用料をご負担いただきます。

利用者負担段階	主な対象者	預貯金額
第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税非課税世帯で、老齢年金受給権者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	・市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	・市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	・市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者 ※負担限度額適用なし	

※公的年金等収入金額(非課税年金を含みます。)+その他の合計所得金額。